
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けた、議案第1号 平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、第1回目の補正予算で、歳入歳出ともに652万円を追加し、予算総額4億7,504万円とするものです。

今回の補正の概要は、平成29年度決算見込みにおいて、財政調整交付金の歳入見込みに不足が生じたことが要因で、歳入の不足が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、繰上充用の処理を行うものです。

歳出においては、決算見込みで、歳入が歳出に対しまして651万825円が不足することから、前年度繰上充用金652万円を増額計上するものです。

審査に当たり、まず、副町長から、「収入の推計見込みで赤字決算になる。繰上充用で処理する。見込み違いでおわびしたい。」

担当課長から、「調整交付金で対処されると思っていたが、見込み違いをしてしまった。今後は慎重かつ確実に進めていきたい。深くおわびする。」との話がありました。

委員からの質問に、副町長から、「今回は職員の処分は考えていない。」

委員から、「国保直診病院は受益者による相互扶助が原則である。赤字を一般財源から持ち出すことは他保険者への配慮も必要である。こうした現状を十分認識すべきである。」
「現体制（グループ制）が機能していない。」

当委員会としては、次の意見を付すものです。

一つ、国保特別会計の会計原則に照らしてやむを得ないと認めるが、国保事業の保険者（町長）としての認識と責任を明確にすることが望まれる。

以上、当委員会として意見を付して、原案どおり可決するものと決したところです。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第3回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時4分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました案件においてお認め頂き、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

ただ今、意見として付された内容等について、改めて認識をし、そしておわびを申し上げる次第でございます。

今後とも変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会といたします。御苦労さまでした。